

令和6年白浜町議会第2回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 令和6年4月4日白浜町議会第2回臨時会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和6年4月4日10時02分

1. 閉 議 令和6年4月4日16時05分

1. 閉 会 令和6年4月4日16時05分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	横 畑 真 治
11番	長 野 莊 一	12番	黒 田 武 士

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	横 畑 真 治
11番	長 野 莊 一	12番	黒 田 武 士

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗	誠	副 町 長	愛 須	康 徳
教 育 長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	東	剛 史
総務課長	玉 置	康 仁	税 務 課 長	中 尾	隆 邦
民生課長	小 川	敦 司	住民保健課長	濱 口	伊佐夫
生活環境課長	榎 本	崇 広	観 光 課 長	新 田	将 史
建設課長	清 水	寿 重	上下水道課長	山 口	和 哉
地域防災課長	木 村	晋	消 防 長	楠 川	雄 平
教育委員会					
教育次長	廣 畑	康 雄	総務課副課長	小 川	将 克

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 39 号 専決処分の承認について
- 日程第 4 議案第 40 号 専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第 41 号 専決処分の承認について
- 日程第 6 議案第 42 号 専決処分の承認について
- 日程第 7 議案第 43 号 専決処分の承認について
- 日程第 8 議案第 44 号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 45 号 令和 6 年度白浜町一般会計補正予算（第 1 号）議定について
- 追加日程第 10 議長の辞職について
- 追加日程第 11 選挙第 1 号 白浜町議会議長の選挙について
- 追加日程第 12 副議長の辞職について
- 追加日程第 13 選挙第 2 号 白浜町議会副議長の選挙について
- 追加日程第 14 議席の変更について
- 追加日程第 15 議案第 46 号 白浜町監査委員の選任について
- 追加日程第 16 白浜町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 17 白浜町議会議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 18 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第 19 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 20 選挙第 3 号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 21 選挙第 4 号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 22 選挙第 5 号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 23 選挙第 6 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

- 追加日程第24 選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙について
追加日程第25 選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について
追加日程第26 議案第47号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第27 議案第48号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第28 発委第4号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第28

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動がございましたので、幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介）

○議長

以上をもって自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和6年第2回臨時会1日目を開会します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

8番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○8番

本臨時会の会議予定につきましては、去る3月26日の議会運営委員会でご協議いただきました結果をご報告し、ご了承いただきたいと思います。

会期につきましては、本日1日間を予定しております。

以上で報告を終わります。

○議長

次に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配布しております。

地方自治法第121条の規定による、説明員の出席要求をお手元に配布しております。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

9 番 松 田 剛 治 10 番 小 森 一 典

(2) 日程第2 会期の決定について

○議 長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

-
- (3) 日程第3 議案第39号 専決処分の承認について
日程第4 議案第40号 専決処分の承認について
日程第5 議案第41号 専決処分の承認について
日程第6 議案第42号 専決処分の承認について
日程第7 議案第43号 専決処分の承認について
日程第8 議案第44号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第45号 令和6年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定について

○議 長

日程第3 議案第39号から日程第9 議案第45号までの7件を一括議題とします。

町長から、挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

おはようございます。

本日、令和6年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新たな年度を迎え、4月は、入園、入学、就職、転勤と幼児から成人まで、多くの方々に

とって新たなスタートの季節であり、当役場でも、11人の新規職員から心強い宣誓を受けたところでございます。これから町勢発展のため大いに活躍することを強く期待しているところであります。また、112人の中学生と、117人の小学生の入学が予定されております。町の将来を担う子供たちの健やかな成長と保護者の皆様方のご多幸、そして白浜町のますますの発展を願うものでございます。

次に、企業との連携事業に関しましては、3月28日に町内で民設民営のサテライソオフィス「ANCHOR」を運営されておりますオーエス株式会社様との間におきまして、「包括連携協定」を締結いたしました。これまでも様々な連携事業を実施してきたところですが、今後より一層双方の資源を活用し、企業誘致の推進、地域連携事業等の幅広い分野での取組を行い、地域の活性化を推進してまいります。

令和6年度も継続する課題や新たな施策、多くの事業を計画してございますが、各事業の遂行に職員共々努めてまいりますので、今後とも議員各位のなお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会でご審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認に関する事項5件、条例の一部改正に関する事項1件、令和6年度一般会計補正予算議定1件であり、必要な議案を提出したところでございます。

審議をお願いいたします案件の提案理由について順次ご説明申し上げます。

議案第39号 専決処分の承認につきましては、白浜町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるところでございます。

議案第40号 専決処分の承認につきましては、白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるところでございます。

議案第41号 専決処分の承認につきましては、白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるところでございます。

議案第42号 専決処分の承認につきましては、白浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるところでございます。

議案第43号 専決処分の承認につきましては、白浜町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるところでございます。

議案第44号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、提案するものでございます。

議案第45号 令和6年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,983万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を125億5,983万9千円と定めました。

今回の補正につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、令和6年度定額減税に係るシステム改修委託料及び令和3年度新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫支出金精算返還金でございます。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 税務課長 中尾君（登壇）

○番外（税務課長）

議案第39号 専決処分の承認について、議案書（P. 1～4）に基づき、説明した。

議案第40号 専決処分の承認について、議案書（P. 5～8）に基づき、説明した。

議案第41号 専決処分の承認について、議案書（P. 9～12）に基づき、説明した。

議案第42号 専決処分の承認について、議案書（P. 13～16）に基づき、説明した。

議案第43号 専決処分の承認について、議案書（P. 17～20）に基づき、説明した。

○議 長

番外 民生課長 小川君（登壇）

○番外（民生課長）

議案第44号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案書（P. 21～24）に基づき、説明した。

○議 長

番外 総務課長 玉置君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第45号 令和6年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について、議案書（P. 25）に基づき、説明した。

○議 長

以上で、補足説明が終わりました。

引き続き、審議に入ります。

日程第3 議案第39号 専決処分の承認について、質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第40号 専決処分の承認について、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第40号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第41号 専決処分の承認について、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第41号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第42号 専決処分の承認について、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第42号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第43号 専決処分の承認について、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第43号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第44号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

8番 水上君

○8 番

お尋ねします。参考資料を見ているんですが、小規模保育事業所A型、そしてB型、それから事業所内の保育所の設置というのは、町内ではどういう状況でしょうか。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外(民生課長)

現在、町内にはこの事業所の設置というのはございません。

○議 長

8番 水上君

○8 番

事業所内もありませんか。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番外（民生課長）

事業所内で設置されているのは、認可外の保育所という形では設置をされています。

○議長

ほかに質疑ございませんか。

10番 小森君

○10番

このたび、国のほうで配置基準といいますか、子供の児童定数に対する配置基準が、段階的に移行する形にはなってはきていますけれども、今回のこの資料の中で、例えば4歳、5歳児クラス、年中、年長ですよ。今までは、30名で1人の保育士の配置となっているんですけど、ここでは25名に子供を減らした上で、保育士を1人配置に変更しています。昨今、少子化もあってなかなか1園に対して児童が多くはないんですけども、例えば、年中、年長で30名に1人の保育士だったところが25名で1人のカウントになると、子供が26名、27名いるともう1人保育士をつけないといけない。それを考えたときに、町内の公立の保育所もそうですし、民間の保育所もありますけれども、保育士数の確保とかそういうような現状はどうでしょうか。昨今、過疎地域においては保育士不足が長く懸念されているんですけども、そういうところは担当部署として、ちょっと調べたりはされているのでしょうか。お伺いします。

○議長

番外 民生課長 小川君

○番外（民生課長）

保育士の確保ということになると思うんですけども、今議員さんおっしゃっていただいたように、町内の公立保育所でも私立保育所でもそうなんですけれども、確保していくというのは難しい状況にはあります。ただ公立のほうでも具体的に言えば、クラス担任とかそういった部分については正職員で持っていて、後フリーで入るとか時間的な部分で入っていただくというところは会計年度任用職員で入っていただくような形で、工夫しながら運営のほうは行っております。

今回配置基準のほうが緩和といいますか、引下げられるんですけども、基本的に町ではマックスの30人いっぱい入れて、保育士を1人配置というのは避けているような形になっていまして、基本的には30人のところでもクラスを割って15人とか18人とか、それに対して1人入れているというような状況になっていますので、緩和されても今のところは対応できていると思っています。

○議長

10番 小森君

○10番

分かりました。

これまでもそういう保育所の現場といいますか、現状を鑑みて保育士のいろいろな配置とかそれに対する支援というのは手厚くされていると分かりますけれども、今後、例えば公立保育園が統廃合されるとか民間に委託されることがあれば、当然民間の場合は、やっぱりマックスで職員数を確保しないと、余分にプラス1、プラス1って新たに職員を増やすって難しいわけで、そういうことも今後この子育て支援法の中でこういうふうにご子育ての環境をよ

くしようというので、国は今回こういうふうになっているわけで、例えばその先の3歳のところも20人を15人に完全に移行していくわけですね、これまではちょっと経過措置というか、20人でもいいですよ。15人にするんだったら15人でいいですよってあったんですけれど、今後は20人から15人になると。当然、やっぱりそこで保育士が不足してくることも十分懸念されることもありますので、こういうことは幾ら少子化の中でも白浜町の子供たちの環境をよくしていく上では、やはり保育士をどのように確保して、また保育士の処遇やそういうことも含めて、今後考えていかざるを負えないことが来ると思うんで、そういうことも踏まえて取り組んでくだされば幸いであると考えています。

以上です。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

議員さんおっしゃるように保育士の確保というのは、毎年、年度初め、予算措置をするときには非常に課題になってきます。町内の子供の数も年々減少しており、少子化ということもありまして、将来的には統合とか民間への委託という話は必ず出てくることになってきます。その中でも、やっぱり保育士の確保というのは必ず出てくる課題ではありますので、その辺は町も周辺の市町の状況とかも結構動きがありますので、注視しながらいきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号 令和6年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第45号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長を交代します。

暫時、休憩します。

(休憩 10 時 39 分 再開 10 時 40 分)

(議長 自席へ、副議長 議長席へ)

○副 議 長

議長を交代いたしました。

本会議を再開します。

ただいま正木君から議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条の規定によりまして、議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により正木君の退席を求めます。

(正木議長 退場)

(4) 追加日程第10 議長の辞職について

○副 議 長

追加日程第10 議長の辞職についてを議題とします。

事務局長から辞職願を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

辞職願を朗読した。

○副 議 長

お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、正木君の議長の辞職を許可することについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、正木君の議長の辞職を許可することに決定しました。

正木君、入場してください。

(正木議員 入場)

○副 議 長

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

白浜町議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに選挙を行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第1号配布)

○副 議 長

配布もれはございませんか。

(なしの声あり)

(5) 追加日程第11 選挙第1号 白浜町議会議長の選挙について

○副 議 長

追加日程第11 選挙第1号 白浜町議会議長の選挙について、事務局長から案件を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外 (事務局長)

選挙第1号を朗読した。

○副 議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては二通りでございます。投票によるものが原則ですが、全員に異議がない場合は、指名推選による方法もございます。選挙の方法も含め、休憩してご相談申し上げたいと思います。

暫時、休憩します。

(休憩 10 時 45 分 再開 11 時 04 分)

○副 議 長

再開します。

休憩前に続いて、選挙第1号 白浜町議会議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙は投票で行うことに決定しました。

ただいまから議長選挙の投票を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副 議 長

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番 堅田君、3番 溝口君を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○副 議 長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副 議 長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記、無記名であります。

ただいまから、投票を行います。議席番号の順番に投票願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○番 外(事務局長)

議席番号と氏名を読み上げた。

(議席番号順に投票)

○副 議 長

投票もれはありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。開票を行います。

2番 堅田君、3番 溝口君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副 議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、溝口君6票、水上君6票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。

溝口君と水上君の得票数は、いずれもこれを超過しております。両君の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

溝口君及び水上君は議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽選で行います。まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

(溝口議員がくじを引いた)

(水上議員がくじを引いた)

○副 議 長

くじを引く順序が決定したので報告します。

まず初めに、水上君、次に、溝口君、以上のとおりです。

だいたいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

(水上議員がくじを引いた)

(溝口議員がくじを引いた)

○副 議 長

それでは、封筒を開封してください。

(水上議員、溝口議員が封筒を開封した)

○副 議 長

くじの結果を報告します。

くじの結果、溝口君が当選人と決定しました。

(拍手)

○副 議 長

議場の出入口を開きます。

(議場開場)

○副 議 長

ただいま議長に当選されました溝口君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。

議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

3番 溝口君 (登壇)

○3 番

議長当選の承諾及び挨拶をした。

(拍手)

○副 議 長

以上をもちまして、私の職務はこれで終了させていただきます。

皆様のご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、溝口議長、議長席にお着きください。

暫時、休憩します。

(休憩 11 時 23 分 再開 11 時 26 分)

(副議長 自席へ 議長 議長席へ)

○議 長

本会議を再開します。

ただいま長野副議長から副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第12として議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により長野君の退席を求めます。

(長野副議長 退場)

(6) 追加日程第12 副議長の辞職について

○議 長

追加日程第12 副議長の辞職についてを議題とします。

事務局長から辞職願を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

辞職願を朗読した。

○議 長

お諮りします。

ただいま事務局長から朗読しましたとおり、長野君の副議長の辞職を許可することについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、長野君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

長野君、入場してください。

(長野議員 入場)

○議 長

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

白浜町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として選挙を行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第2号を配布)

○議 長

配布もれはございませんか。

(なしの声あり)

(7) 追加日程第13 選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙について

○議 長

追加日程第13 選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙について、事務局長から案件を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第2号を朗読した。

ただいまお配りいたしました選挙第2号ですが、白浜町議会議員の後ろが空白になっています。恐れ入りますが、溝口 耕太郎とご記入をお願いいたします。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、二通りございます。選挙の方法も含め、休憩してご相談申し上げたいと思います。

暫時、休憩します。

(休憩 11時30分 再開 11時44分)

○議 長

再開します。

休憩前に続いて、選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については投票で行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙は投票で行うことに決定しました。

ただいまから副議長選挙の投票を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番 正木君、5番 廣畑君を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議 長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議 長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記、無記名であります。

ただいまから、投票を行います。議席番号の順番に投票願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○番 外(事務局長)

議席番号と氏名を読み上げた。

(議席番号順に投票)

○議 長

投票もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。開票を行います。

4番 正木君、5番 廣畑君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、廣畑君6票、小森君6票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3

票であります。

廣畑君と小森君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は6票で同数であります。この場合、地方自治法第118条の規定は公職選挙法第95条の規定を準用いたしまして、くじで当選人を決定することになっております。

廣畑君及び小森君が議場におられますので、それではこれからくじを引いていただきたいと思っております。

それでは、議長選挙と同じでございます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものであります。2回目はこの順序によつてくじを引き、当選人を決定するためのものであります。それでは、くじの抽選を行いたいと思っております。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。それでは、議席番号順に廣畑君からくじを引いてください。

(廣畑議員がくじを引いた)

(小森議員がくじを引いた)

○議長

それではくじを引く順序が決定しましたので、ご報告いたします。

まず初めに、廣畑君、次に、小森君に決定をいたしました。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

事務局職員の方、封筒の用意をしてください。

それでは、廣畑君からくじを引いてください。

(廣畑議員がくじを引いた)

(小森議員がくじを引いた)

○議長

開封は同時にお願いをいたします。

(廣畑議員、小森議員が開封した)

○議長

くじの結果をご報告いたします。

くじの結果、廣畑君が当選人と決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開場)

○議長

ただいま副議長に当選されました廣畑君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によつて当選の告知を行います。

副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。演壇へお願いいたします。

5番 廣畑君(登壇)

○5番

副議長当選の承諾及び挨拶をした。

(拍手)

○議長

お諮りします。

この際、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第14として議題としたいと思

ます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

(8) 追加日程第14 議席の変更について

○議 長

追加日程第14 議席の変更についてを議題とします。

お諮りします。

議席の変更については、申合せにより1番を副議長に、4番を議長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、1番を副議長、4番を議長とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議長、副議長を除き、現在の議席順に従い、抽選によって議席を決めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議席の変更については、議長、副議長を除き、現在の議席順に従い、抽選によって決めることに決定しました。

議席順に順次抽選をお願いいたします。

(議席順に抽選)

○議 長

それでは、議席の抽選結果を発表します。

2番 松田君、3番 小森君、5番 堅田君、6番 正木君、7番 辻君、8番 西尾君、9番 水上君、10番 横畑君、11番 長野君、12番 黒田君であります。

以上であります。

暫時、休憩します。

(休憩 12時03分 再開 15時25分)

(7番議員 退場)

○議 長

本会議を再開します。

資料を配布してください。

(資料配布)

○議 長

ただいま、当局から議案第46号が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第15として議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、追加日程第15として日程に追加することに決定しました。

(9) 追加日程第15 議案第46号 白浜町監査委員の選任について

○議 長

追加日程第15 議案第46号 白浜町監査委員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

議案第46号 白浜町監査委員の選任について、議案書(P.26)に基づき、説明した。
辻氏の選任についてのご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第46号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 白浜町監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

(7番議員 入場)

○議 長

ただいま白浜町監査委員に選任されました辻議員が議場におられます。

挨拶がございます。演壇へどうぞ。

7番 辻君（登壇）

○7 番
（挨拶）
（拍手）

○議長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

白浜町議会常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第16として議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

（資料配布）

（10）追加日程第16 白浜町議会常任委員会委員の選任について

○議長

追加日程第16 白浜町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布いたしております氏名表のとおり、議長から指名します。

総務文教厚生常任委員会委員は、私、溝口と、松田君、辻君、西尾君、横畑君、黒田君。以上6人であります。

観光建設農林常任委員会委員は、廣畑君、小森君、堅田君、正木君、水上君、長野君。以上6人であります。

白浜町議会常任委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおりですので、よろしくお願ひします。

次に、各常任委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会において互選することになっております。

休憩します。

（休憩 15 時 32 分 再開 15 時 33 分）

○議長

再開します。

各常任委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に松田君、副委員長に黒田君。

観光建設農林常任委員会委員長に小森君、副委員長に堅田君。

以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。

白浜町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第17として議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定しました。

(11) 追加日程第17 白浜町議会議会運営委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第17 白浜町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布しております氏名表のとおり、議長から指名します。

廣畑君、松田君、小森君、西尾君、長野君、黒田君。以上6人の方々を指名します。

次に、議会運営委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会において互選することになっております。

休憩します。

(休憩 15 時 34 分 再開 15 時 35 分)

○議 長

再開します。

議会運営委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に長野君、副委員長に黒田君と決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会委員から特別委員会委員の辞任の申し出があります。

お諮りします。

白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第18として議題としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第18として議題とすることに決定いたしました。

(12) 追加日程第18 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任について

○議 長

追加日程第18 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。

水上君、黒田君、堅田君、横畑君、西尾君、辻君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

水上君、黒田君、堅田君、横畑君、西尾君、辻君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま議会広報特別委員会委員が欠員となっています。

白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第19として議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第19として議題とすることに決定しました。

(13) 追加日程第19 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第19 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布いたしております氏名表のとおり、議長から指名します。

堅田君、辻君、水上君、横畑君、長野君、黒田君。以上6人の方々を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

次に、議会広報特別委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

休憩します。

(休憩 15 時 37 分 再開 15 時 38 分)

○議 長

再開します。

議会広報特別委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に長野君、副委員長に横畑君と決定いたしました。

次に、公立紀南病院組合議会議員、富田川衛生施設組合議会議員、大辺路衛生施設組合議会議員、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、富田川治水組合議会議員、紀南環境広域施設組合議会議員が欠員となっています。

各組合議会議員の選挙について、議会申合せにより指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、そのように取扱います。

お諮りします。

選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について、選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について、選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について、選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙について、選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についての6件を日程に追加し、追加日程第20から追加日程第25として、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙についてから選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についての6件を日程に追加し、追加日程第20から追加日程第25として選挙を行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第3号～選挙第8号配布)

(14) 追加日程第20 選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第20 選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第3号を朗読した。

白浜町議会議員の後ろが空白となっていますので、ここに溝口 耕太郎とご記入をお願いいたします。

なお、引き続いての5件につきましても同様にご記入をお願いいたします。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
公立紀南病院組合議会議員に、私、溝口と廣畑君を指名します。
お諮りします。
ただいま指名しました2名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました2名が公立紀南病院組合議会議員に当選されました。
会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

(15) 追加日程第21 選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第21 選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙を行います。
事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第4号を朗読した。

○議 長

お諮りします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

富田川衛生施設組合議会議員に、私、溝口と廣畑君、横畑君、黒田君を指名します。
お諮りします。

ただいま指名しました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

(16) 追加日程第22 選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第22 選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第5号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大辺路衛生施設組合議会議員に、私、溝口と廣畑君、松田君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました3名の方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の方々が大辺路衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

(17) 追加日程第23 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第23 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

選挙第6号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、溝口を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました者を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、私、溝口が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

(18) 追加日程第24 選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第24 選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙を行います。
事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第7号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

富田川治水組合議会議員に、松田君、堅田君、長野君、黒田君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方々が富田川治水組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

(19) 追加日程第25 選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第25 選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙を行います。
事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

選挙第8号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

紀南環境広域施設組合議会議員に、私、溝口と廣畑君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました2名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました2名が紀南環境広域施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、一部事務組合のうち、組合規約により田辺周辺広域市町村圏組合議会議員は議長、副議長。紀南地方老人福祉施設組合議会及び紀南地方児童福祉施設組合議会の各議員には議長が充てられております。都市計画審議会委員には各常任委員長が充てられております。

以上の議会構成及び各種委員名簿は後日配布いたします。

資料を配布してください。

（資料配布）

○議 長

ただいま当局から議案第47号、議案第48号が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第26、追加日程第27として議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は追加日程第26、議案第48号は追加日程第27として日程に追加することに決定いたしました。

議長を交代します。

暫時、休憩します。

(休憩 15時53分 再開 15時54分)

(議長 退場、副議長 議長席へ)

○副 議 長

再開します。

議長を交代しました。

(20) 追加日程第26 議案第47号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第27 議案第48号 富田共有財産組合委員会委員の選任について

○副 議 長

追加日程第26 議案第47号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、追加日程第27 議案第48号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、以上2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

議案第47号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、議案書(P.27~28)に基づき、説明した。

溝口氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第48号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、議案書(P.29~31)に基づき、説明した。

小守氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副 議 長

提案理由の説明が終わりました。

2件に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

質疑を終結いたします。

議案第47号について、討論を行います。討論ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第47号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第48号について、討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第48号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長を交代します。

暫時休憩します。

(休憩 15 時 59 分 再開 16 時 00 分)

(副議長 降壇)

(議長 入場、議長席へ)

○議 長

再開します。

資料を配布してください。

(資料配布)

○議 長

ただいま、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会の委員長から、お手元に配布の申出一覧表に記載されております調査中の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中も調査を継続したい旨の申出があります。

お諮りします。

この際、これら閉会中の調査の申出について、日程に追加し、追加日程第28として、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、これら閉会中の調査の申出についてを追加日程第28として、議題とすることに決定しました。

(21) 追加日程第28 発委第4号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生
常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

追加日程第28 発委第4号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

これをもって、本臨時会に提出された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申出がありますので、これを許可します。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

閉会にあたりまして御礼のご挨拶を申し上げます。

令和6年第2回臨時会をお願いいたしましたところ、鋭意ご審議をいただき誠にありがとうございました。

新たに議長に就任されました溝口議員、副議長に就任されました廣畑議員に対しまして、心からお喜びを申し上げますと共にご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

辻議員には監査委員としてご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、常任委員会、特別委員会の各委員会をはじめ、一部事務組合を含めまして就任いただきました議員の皆様方におかれましては、行政各分野でのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平成24年5月に町長に就任させていただいてから、はや12年が経過しようとしています。この間、白浜創生を掲げ、世界に誇れる観光リゾート白浜の構築と政治理念である「意志あるところに道は開ける」をモットーに様々な課題と向き合い、全力で取り組んできました。成果の出たもの、出なかったもの様々であります。しかしながら、これからも施策を確実に一歩ずつ前に進めていかなければなりません。重要なことは、将来を見据えた中長期的な展望、ビジョンを示し、施策を確実に実行することだと考えています。4期目に向けた行政課題につきましては、人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化や雇用の創出など多岐にわたっています。これらの課題を町益の観点から町民目線に立って、大所高所から解決していくことが何より重要であると考えています。今後も厳しい財政状況が続くものと予想され、歳入歳出のバランスを考慮しながらこれまで以上に町職員一丸となり、無駄を省くなど行財政改革に努めなければなりません。こうした中で、3期12年の仕事ぶりを町民の皆様にも率直に評価していただき、引き続き町政運営をお任せいただけるなら、「意志あるところに道は開ける」をモットーに白浜創生、世界に誇れる観光リゾート白浜の実現に向かつて、今一度、虚心坦懐、町民の皆様のご幸福の追求と町政発展のために全身全霊で立ち向かう所存であります。議員の皆様方のご厚情に心より感謝申し上げますと共に、今後ますますのご活躍とご健勝を祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもちまして、白浜町議会令和6年第2回臨時会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会令和6年第2回臨時会はこれをもって閉会いたします。

議長 溝口 耕太郎は、16時05分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和6年4月4日

白浜町議会議長

白浜町議会副議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員